

議案第47号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成29年9月28日提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称	三宅町消防団第3分団消防ポンプ器具庫
所 在	奈良県磯城郡三宅町大字石見650番地
構 造	鉄骨二階建
延床面積	78.43㎡

2 無償譲渡の相手方

奈良県磯城郡三宅町大字石見491番地の6
石見自治会
会長 寺 田 良 清

3 無償譲渡の理由

当該財産は三宅消防団第3分団消防ポンプ器具庫として建設され、平成25年4月1日より三宅町に移管後も、その役目を果たしてきた。新施設への移転に伴い、当初の利用目的は消滅していることから、今後の自治会活動のなかで、建物を有効活用したいとの石見自治会の意向を踏まえ、地元自治会の自主的な活動を支援するため当該財産を無償で譲渡するものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、自治会運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

建物の維持・管理等に係る有益費又は必要費は譲渡を受けた者が負担するものとする。

5 無償譲渡の時期

平成29年10月1日